

鳥取方式の芝生化促進事業（小学校校庭芝生化モデル事業）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取方式の芝生化促進事業（小学校校庭芝生化モデル事業）補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、次代を担う子ども達を健やかに育てる環境づくりを進めるため、小学生が日常的に使う場所（校庭）の芝生化（以下「校庭芝生化」という。）を支援することにより、鳥取方式の発祥の地にふさわしく芝生の校庭の良さを最大限に活かせる手本を示し、小学校における取り組みを拡大することを目的として交付する。

（補助金の交付）

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、校庭芝生化を実施する小学校ごとに、補助事業に要する別表1の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額(仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に、同表の第4欄に掲げる率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額と同表の第5欄に掲げる限度額のいずれか低い額とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（間接交付）

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表2の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額(仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する同表の第5欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、校庭芝生化を実施する小学校ごとに、補助事業に要する別表2の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に掲げる率を乗じて得た額と同表の第6欄に掲げる限度額のいずれか低い額とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第 5 条 本補助金の交付申請は、地域社会振興部長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第 3 条第 2 項又は前条第 1 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第 6 条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から 20 日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第 3 号によるものとする。

3 知事は、前条第 3 項の規定による申請を受けたときは、第 3 条第 2 項又は前条第 1 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第 7 条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第 4 条第 1 項に規定する間接補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受けて間接補助事業を行う者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号に定める	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第 8 条 規則第 12 条第 1 項の知事が別に定める変更は、別表 1 の第 6 欄及び別表 2 の第 7

欄に掲げるもの以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業(第4条第1項に規定する場合の間接補助事業を含む)の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月30日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第10条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(財産の処分制限)

第11条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の知事が別に定める財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 規則第25条第2項の承認は、申請より30日以内に行うものとする。

(間接的な財産処分の承認)

第12条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を

受けなければならない。

- 2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(収益納付)

- 第13条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から20日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(その他留意すべき事項)

- 第14条 補助事業者（第4条第1項に規定する場合の間接補助事業者を含む）は、補助事業の実施に当たっては地域社会振興部長が別に定める専門機関の技術指導を受けるものとする。
- 2 補助事業者（第4条第1項に規定する場合の間接補助事業者を含む）は、鳥取県教育委員会の実施する学校のグラウンド芝生化の効果検証事業に協力するものとする。

(雑則)

- 第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域社会振興部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月22日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 12 日から施行し、平成 31 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 28 日から施行する。

別表 1 (第 3 条、第 8 条関係)

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額	6 重要な変更
<p>鳥取方式の芝生化促進事業 (小学校校庭芝生化モデル事業)</p>	<p>(1) 公立小学校の校庭の概ね全面芝生化を行う市町村で、事業実施の次年度以降の芝生の維持に必要な費用の継続的な確保が見込まれる者</p> <p>(2) 公立小学校の校庭の概ね全面芝生化を行う実行委員会 (保護者会、自治会、学校等で構成 (ただし、当該施設の設置者等の責任において事業実施の次年度以降の芝生の維持に必要な費用の継続的な確保が見込まれる場合に限る))</p>	<p>(1) 芝生 (ポット苗、種子) 及び肥料、燃料等の芝生造成のために要する経費</p> <p>(2) 芝生の維持管理のために必要な物品の購入に要する経費 (芝刈り機等)</p> <p>(3) 敷地の整地費 (表面勾配を設ける等の小規模なものに限る) 及び埋設式スプリンクラーの設置 (関連設備を含む) に要する経費</p> <p>(4) 専門家による技術指導に要する経費</p> <p>(5) 工事請負費及び委託費 (県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない)</p> <p>(6) その他、地域社会振興部長が必要と認める経費</p>	<p>10/10</p>	<p>校庭芝生化を行う面積あたり 700 円/m²</p>	<p>(1) 本補助金の増額を伴う変更</p> <p>(2) 本補助金の 2 割を超える減額を伴う変更</p> <p>(3) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更</p>

別表2（第4条、第8条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 間接補助対象経費	4 間接補助率	5 間接交付主体	6 限度額	7 重要な変更
鳥取方式の芝生化促進事業（小学校校庭芝生化モデル事業）	公立小学校の校庭の概ね全面芝生化を行う実行委員会（保護者会、自治会、学校等で構成（ただし、当該施設の設置者等の責任において事業実施の次年度以降の芝生の維持に必要な費用の継続的な確保が見込まれる場合に限る））	<ul style="list-style-type: none"> （1）芝生（ポット苗、種子）及び肥料、燃料等の芝生成のために要する経費 （2）芝生の維持管理のために必要な物品の購入に要する経費（芝刈り機等） （3）敷地の整地費（表面勾配を設ける等の小規模なものに限る）及び埋設式スプリンクラーの設置（関連設備を含む）に要する経費 （4）専門家による技術指導に要する経費 （5）工事請負費及び委託費（県内事業者が実施したものに限り。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない） （6）その他、地域社会振興部長が必要と認める経費 	10/10	市町村	校庭芝生化を行う面積あたり 700 円/m ²	<ul style="list-style-type: none"> （1）本補助金の増額を伴う変更 （2）本補助金の2割を超える減額を伴う変更 （3）交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

平成 年度鳥取方式の芝生化促進事業（小学校校庭芝生化モデル事業）計画（報告）書

実施対象学校	学校名	
	所在地	
芝生化面積 (校庭総面積)		m ² (m ²)
児童数		人
補助対象経費		
	(内訳)	
事業実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
維持管理の方法		
他の補助金の活用の有無		
その他参考となる事項		

- ※ 校庭芝生化を行う小学校ごとにこの様式を作成すること。
- ※ 児童数は申請・報告時点の数を記載すること。
- ※ 補助対象経費の内訳欄には、支出（予定）について品名及び数量、金額を記載すること。
- ※ 実行委員会（保護者会、自治会、学校等で構成）が実施主体となる場合は、組織図を添付すること。
- ※ 実施事業のうち、対象経費が工事請負費または委託費の場合で、県内事業者への発注が困難である場合は、その理由を記載してください。
- ※ 当補助金以外に活用を予定する（活用した）補助金があれば、その名称及び助成元の団体名を明記してください。
- ※ 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

【添付書類】

（計画書）

- ・ 校庭芝生化対象施設の分かる周辺地図
（校庭の芝生化される部分分かるようにすること）
- ・ 事業実施の次年度以降における芝生の維持に必要な費用の確保に関する確約書

（報告書）

- ・ 芝生化実施後の写真、経費内訳の分かる資料（納品書、契約書、領収書等の写し）

様式第2号（第5条、第9条関係）

設置者または実行委員会名

平成 年度 鳥取方式の芝生化促進事業（小学校校庭芝生化モデル事業）
収支予算書（決算書）

1 収 入

（単位：円）

本年度予算額（決算額）				備考
県補助金	自己財源	その他	計	

2 支 出

本年度予算額 （決算額）	うち補助対象 となる経費	算出基礎

※ この様式は設置者単位で記入すること。

※ 備考及び算出基礎には、小学校ごとの内訳及び合計額が分かるように記入すること。（小学校ごとの明細は様式第1号に記入すること）

番 号
平成 年 月 日

様

職氏名

印

平成 年度鳥取方式の芝生化促進事業（小学校校庭芝生化モデル事業）
補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取方式の芝生化促進事業（小学校校庭芝生化モデル事業）補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、
・・・・・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の決定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取方式の芝生化促進事業（小学校校庭芝生化モデル事業）補助金交付要綱（平成24年4月4日付第201100203009号鳥取県未来づくり推進局長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項又は第4条第1項及び第5条第3項の規定を適用して算出した額と、前記2の（2）の交付決定額のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号 (第9条関係)

年 月 日

鳥取県知事 氏名 様

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

平成 年度鳥取方式の芝生化居進事業 (小学校校庭芝生化モデル事業) 仕入控除税額確定報告書

鳥取方式の芝生化居進事業 (小学校校庭芝生化モデル事業) 補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

(1) 補助金の確定額 金 円

(2) 補助対象経費の額 金 円

(平成 年 月 日付第.....号による通知額)

2 実績報告控除税額

(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額)

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額 (3-2>0の場合)

$$(3-2) \times \frac{1の(1)}{1の(2)} \text{ 金 円}$$

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。